

C型肝炎感染被害者に対する給付金の請求期限延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（C型肝炎救済特別措置法）において、給付金の請求期限は、平成20年1月16日の施行日以後5年間とされていたが、法改正により平成30年1月15日まで延長された。

しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上と推定されているにもかかわらず、C型肝炎救済特別措置法による救済を受けた者は、平成29年8月末時点で2,286人とどまっている。

こうした中、厚生労働省は、感染被害者を早期に発見するため、医療機関に対して製剤投与事実の確認について協力依頼するとともに、その状況調査を行っているものの、いまだ回答のない医療機関があり、また、現在も製剤投与事実の確認を行っている医療機関が複数存在すると言われるなど、当該状況調査が未完了の中で給付金の請求期限が迫ってきている。

C型肝炎救済特別措置法には、前文に、政府は、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについての責任を認める旨が明記され、附則第3条に、給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする旨が規定されている。

よって、国におかれては、今後も引き続き感染被害者を救済するため、C型肝炎救済特別措置法の前文及び附則第3条の規定に鑑み、再び同法の改正を行い、給付金の請求期限を延長されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月6日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣